

一般社団法人三重県トラック協会 定期発送のご案内



令和元年12月

CONTENTS

	頁
◆理事会のご報告	2
◆青年部入会のお知らせ	2
◆11/10「トラックフェスタ2019」開催	3
◆貨物自動車運送事業法の一部改正について	4
◆悪質性の高い営業所に係る巡回指導結果の報告等の強化について	5
◆年末年始安全総点検（報告の提出が必要です）	6
◆認可申請・増減車届の書式が変更になりました	6
◆運行管理者 一般講習 ご案内	9
◆整備管理者 選任後研修 ご案内	9
◆「トラックドライバー睡眠マニュアル」 同封いたします	10
◆令和元年度 助成金の申請期限について ご注意	10
◆健康診断受診助成について	11
◆年末年始の業務取り扱い	11
◆新入会員様のご紹介	11
◆会員様の所在地変更等	12

一般社団法人三重県トラック協会
<http://www.santokyo.or.jp>
TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095



◆ 理事会のご報告

令和元年度第3回理事会を開催しました。

○理事会

日時 令和元年10月23日(水) 12:00～
出席者 小林会長、理事18名、監事1名、青年部2名
(オプザバー)



【トラック協会関係】

協議事項

女性部会の設立について

設立する事が承認されました。

1. 助成金の進捗状況について
各種助成金の受付状況について報告しました。
2. 第43回4次近代化融資の推薦について
申込み分すべて推薦する事が承認されました。
3. トラックフェスタ2019開催について
11月10日(日)に三重県総合博物館で開催する事を報告しました。
4. 会館建設について
危機管理に備えた会館建設についての進捗状況を報告しました。
5. 役員改選に伴う理事監事の定数割りにについて
次年度の役員改選時の各支部定数について承認されました。

【陸災防関係】

報告事項

1. 三重県産業安全衛生大会の開催及び安全衛生優良事業場の表彰について
日時：令和元年10月8日(火)
会場：三重県文化会館 中ホール
被表彰者：
桑員支部 寺倉運送 有限会社
" 株式会社 播磨運送
北勢支部 朝明陸運 株式会社
" 株式会社 M-TEAM
" 富一運送 有限会社
2. 荷役災害防止研修会の開催について
日時：令和元年12月9日(月) 13:00～17:00
場所：プラザ洞津
3. トラック荷台での積荷の安全・適切な固定・固縛作業教育講習会の開催について
日時：令和2年2月5日(水) 13:30～16:00
場所：三重県トラック会館
4. 三重県の最低賃金について
10月から873円となりました。
5. 労働災害発生状況について

◆ 青年部入会のお知らせ

本会趣意

- 1、次代を担う経営者、後継者、管理者等による研鑽活動を通じ、社会に認められる経営者となるために資質の向上を図る。
- 2、経済情勢の変化に適合する企業経営を、積極的にリードし得る人材を育成する。
- 3、部会活動を通じ交流を深める。

主な行事

年数回青年塾と称し研修会をしており、他にも他府県青年部等との交流会、情報交換を行っております。

概要

三重県トラック協会青年部会 部会長 青山 好一 ((有) 青山商店荷役)
部会員数 69名

会員資格

会員事業者の中で 満50歳以下 の経営者、後継者、管理者 ならびにそれに準ずる者。

会費

年会費 ￥12,000-

◆ 11/10 「トラックフェスタ2019」開催

去る、令和元年11月10日（日）
三重県総合博物館(MieMu)にて

『トラックフェスタ2019』 を開催しました。

天候に恵まれ 4,650名の方にご来場
いただきました。



会場では、普段間近で見ることの出来ない大型トラックの乗車体験やトラックとの綱引等でトラックへの関心を高めていただきました。

シートベルト体験車ではシートベルトの大切さを学び、交通安全の意識を高めて頂きました。

キャラクターショーやフォークリフトパフォーマンス等で、多くの方に楽しんでいただけたイベントとなりました。



当日、会場にご来場いただいた皆様や、準備や運営にご協力いただきました青年部会員の皆様 誠にありがとうございました。

◆ 貨物自動車運送事業法の一部改正について

令和元年11月1日に『トラック運送業の健全な発達に向けた改正制度』がスタートしました。トラック運送業の健全な発達及びトラックドライバーの労働条件の改善等を図るため、昨年、議員立法により

- ①規制の適正化
- ②事業者が遵守すべき事項の明確化
- ③荷主対策の深度化
- ④標準的な運賃の告示制度の導入

※①、②については令和元年11月1日施行。③については令和元年7月1日施行。

④については、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

を内容とする貨物自動車運送事業法の改正が行われました。

改正内容は以下の通りです。

①規制の適正化

- (1) 約款の認可基準の明確化・・・本来の運送業務とは別に、客先での荷待ちや追加的な作業がどれくらい発生しているか「見える化」し、待機時間料、積込・取卸料などの料金をしっかり受け取れるようにしなければいけません。(適正運賃及び料金の收受)
- (2) 事業許可の基準の明確化・・・トラックの点検や整備によって安全性を確保し、十分な広さの車庫や資金を備えなければいけません。
また、車両台数に関わる事業計画を変更する時には届出又は認可を受けなければいけません。(事業計画の変更、安全性確保、事業の継続遂行のための計画、事業の継続遂行のための経済的基礎)
- (3) 欠格期間の延長等・・・法令に違反して事業許可を取り消されたり、処分から逃れるために自主廃業したりした場合などで、新たに事業許可を受ける事が出来るようになるまでの年数が長くなりました。(欠格期間の延長、処分逃れのための自主廃業を行った者の参入制限、密接関係者が許可の取消処分を受けた者の参入制限)

②事業者が遵守すべき事項の明確化

- (1) 輸送の安全に係る義務の明確化・・・トラックの点検や整備をしっかりと定期的に行わなければいけません。(トラックの定期的な点検・整備の実施等)
- (2) 事業の適確な遂行のため守るべき義務の新設・・・車庫をしっかりと整備して、健康保険料などは法令に従って必ず納付しなければいけません。
(車庫の整備・管理、健康保険等により納付義務を負う保険料等の納付)

③荷主対策の深度化(発・着荷主、元請けも含む)

- (1) 荷主の配慮義務の新設・・・トラック事業者が法令を守って仕事ができるよう、荷主も必要な配慮をする事が義務付けられました。(荷主の必要な配慮に関する責務規定)
- (2) 荷主勧告制度(既存)の強化・・・トラック事業者(軽自動車を使う事業者も含む)が法令違反をして、荷主にも原因がある場合には荷主名も公表され(法令に明記)、法定違反行為を犯さずに済むよう荷主と交渉しやすくなりました。(荷主勧告制度の対象追加と荷主名の公表規定)
- (3) 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設・・・荷主に対して、一定の場合に国土交通大臣が関係行政機関と協力して働きかけ等を行う事ができるようになりました。
国土交通省 「適正取引相談窓口」URL→ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000004.html
国土交通省 「意見等の募集窓口」URL→ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000043.html

④標準的な運賃の告示制度の導入

- (1) 標準的な運賃の告示制度の導入・・・必要なコストを賄って事業を運営する際の参考となる標準的な運賃を国土交通大臣が定めて公表できるようになりました。(標準的な運賃の公示)

◆ 悪質性の高い営業所に係る巡回指導結果の報告等の強化について

適正化実施機関が行う巡回指導の結果については、以前より運輸支局に報告をしまいましたが、平成25年10月1日より、巡回指導結果の報告が強化されてきました。今般、貨物自動車運送事業に係る輸送の安全確保等を図るため、悪質性の高い行為に係る適正化実施機関からの巡回指導結果の報告等がさらに強化されましたので、皆様にご通知致します。

下記の項目について巡回指導時に確認されますと、運輸支局に速報事案として報告する事が求められています。この場合、監査の実施や厳しい行政処分が科せられることもあります。ご注意ください。

(1) 悪質性の高い行為の見られた営業所（速報事案）

以下のいずれかに該当する営業所については、適正化実施機関から運輸支局等に対し、速やかに報告する事が求められています。

ア. 点呼を全く実施していないと疑われる営業所（既存）

※以下のいずれかに該当する営業所

- ① 点呼記録が全く保存されていない営業所
- ② 点呼に係る帳簿は保存されているが、実施した記録が記載されていない営業所

イ. 運行管理者又は整備管理者が全く存在していないと疑われる営業所（既存）

※以下のいずれかに該当する営業所

- ① 運行管理者選任届出書が提出されているが運行管理者が全く存在していない
- ② 整備管理者選任届出書が提出されているが整備管理者が全く存在していない
資格を有している者が存在していても、法令に基づく選任届出の手続きが行われていない場合も速報事案に該当します

ウ. 定期点検を全く実施していないと疑われる営業所（既存）

- ① 点検整備記録簿が全く保存されていない営業所
- ② 点検整備記録簿は保存されているが、実施記録が全く記載されていない営業所

エ. 巡回指導における総合評価が「E」と判定された営業所のうち、以下の全ての項目が改善結果報告において未改善であった営業所、又は以下の項目が期限内に改善結果報告の提出がない営業所。

（新設）

- ① 点呼の実施等が不適切であることが確認された
- ② 運転者の過労防止等に係る措置が不適切であることが確認された
- ③ 運転者のうち健康診断を2名以上受診していないことが確認された

(2) その他、悪質性の高い法令違反が疑われる営業所等（相談事案）

- ① 名義貸し、白トラ利用等悪質であるが、構成要件該当性の判断が困難な法令違反が疑われる営業所
- ② 法令により記録・保存が義務付けられている記録簿について、改ざんが疑われる営業所
- ③ 巡回指導における総合評価で「D」と判定された営業所のうち、巡回指導時に行った改善指導について、3ヶ月以内に改善報告を行わないもの
- ④ その他、適正化実施機関において、運輸支局等に相談することが必要と判断する営業所

※巡回指導時に改善要請項目の説明をさせて頂いた場合、改善報告書の提出をお願いしています。改善に取り組んで頂き、必ず報告書を提出頂きますようお願い致します。

◆ 年末年始安全総点検 (報告の提出が必要です)

年末年始は輸送量が増大するため、ひとたび事故が発生すると大きな被害が予想されます。自主点検を通じて 輸送の安全確保に対する意識を高めていただくため、年末年始の安全総点検を行うよう、国土交通省は 毎年この時期に実施期間を定めています。

会員各社におかれましては、**同封の年末年始安全総点検表** にもとづき自主点検を実施していただきますようお願いいたします。

また、**実施記録を記載した 年末年始安全総点検表**を 国土交通省あてに提出が必要です。
トラック協会できりまとめ提出いたしますので1/17までにFAXいただきますようお願いいたします。

期 間 令和 **元年** 12月 10日(火) ~ 令和 **2年** 1月 10日(金)

送付先 提出はトラック協会へFAXで

059-225-2095

提出期限
令和2年1月17日(金)
FAXで

重点点検事項

- ①従業員の健康管理の状況を確認してください。
- ②運転者に過労運転を行わせないための安全対策を実施してください。
- ③運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせない対策を行ってください。
- ④車両の日常点検整備、定期点検整備を実施してください。

(特に大型自動車の脱輪防止対策 及び スペアタイヤ等の定期点検実施状況について) .

点検事項

- ①運転者への点呼、指導監督の実施状況を確認してください。
- ②コンテナ輸送における安全対策を行ってください。
- ③自然災害・事故発生時の安全確保のため、通報・連絡・指示体制等を整えてください。
- ④テロ防止の警戒体制やテロ発生時の通報・連絡・指示体制。テロを想定した訓練をしてください。
- ⑤新型インフルエンザ等の対策を行ってください。

◆ 認可申請・増減車届の書式が変更になりました

11月1日より 事業計画の変更認可申請・増減車届が 全国統一の書式となりました。

なお、**事業拡大の認可申請(営業所の新設や車庫の増設、収容能力の拡大など)と増車をする場合**には、宣誓事項等が追加されています。ご確認ください。

◇事業拡大の事業計画変更 認可申請時の宣誓内容(追加分)

- ・申請日6ヶ月間で申請地を管轄する運輸局より行政処分を受けていないこと
- ・申請日3ヶ月間で、巡回指導の評価が「E」でないこと
- ・申請日3ヶ月間で自らの責による重大事故を発生させていないこと
- ・運輸支局内のすべての営業所の配置車両が有効な自動車検査証の交付を受けていること
- ・事業報告書、事業実績報告書、運賃料金の届出書が提出されていること
- ・運賃と付帯作業等の料金の範囲が明確に定められた約款を使用していること

* 営業所、休憩施設、車庫の変更等のご相談はトラック協会までお問い合わせください。

◇増車時の宣誓内容(新設)

- ・密接関係者が貨物自動車運送事業の「許可取消処分」を受けて5年経過しないこと
- ・申請に係る営業所の行政処分累積点数が12点以上でないこと
- ・申請に係る営業所の過去1年間の巡回指導の評価が「E」でないこと
- ・公示基準に定める一定規模以上の増車でないこと

↓

3ヶ月で30%以上かつ11両以上の増車

今後、増車の際に上記4つの宣誓内容に1つでも当てはまらない場合は、届出ではなく認可申請となり 審査に時間がかかります。

次ページに増減車の新書式を掲載します。必要な場合はA4サイズにコピー頂くか協会ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

三重運輸支局長 殿

一般貨物自動車運送事業の事業計画変更(増車・減車)届出書

変更届出事項

①主たる事務所
 ②営業所
 ③休憩・睡眠施設
 ④自動車庫
 ⑤各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数(別紙のとおり)
 ⑥利用運送を行うかどうかの別
 ⑦利用運送の営業所

⑧利用運送の業務の範囲
 ⑨利用運送の保管施設
 ⑩利用する事業者の概要
 ⑪事業の休止
 ⑫事業の廃止
 ⑬氏名・名称又は住所
 ⑭役員
 ⑮その他

添付書類

宣誓書(様式例2)※増車に限る。

(変更届出の理由)

住所(〒)

(フリガナ)

届出者

代表者(役職) (氏名)

電話番号

〔代理人 住所(〒) 印〕

連絡先(届出者・代理人の別)

(担当者氏名)

(電話番号) (Fax番号)

(メールアドレス)

(官庁使用欄)

受付

(輸送担当)

(保安担当)

1.各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数

普通自動車

所屬営業所	新			旧		
	普通	小型	被牽引	普通	小型	被牽引
営業所						
営業所						
営業所						
営業所						
合計						

霊きゆう自動車

所屬営業所	新			旧		
	宮型	洋型	バス型	宮型	洋型	バス型
営業所						
営業所						
営業所						
営業所						
合計						

2.変更する自動車の明細

所屬営業所	増・減車の別	内訳	車名	年式	最大積載量	車体の形状	登録番号又は車台番号
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
合計							

※内訳には、普通自動車にあっては普通・小型・牽引・被牽引の別、霊きゆう自動車にあっては宮型・洋型・バス型・バス型の別を記載してください。

3.増減車予定日

令和 年 月 日から実施する。

三重運輸支局長 殿

宣 誓 書

4. 自動車車庫の位置及び収容能力並びに増車後の車庫必要面積

(1) 自動車車庫の位置及び収容能力

所屬営業所名【 〇〇営業所 】

位置		収容能力 (X)
第1車庫		m
第2車庫		m
第3車庫		m
第4車庫		m

(2) 車庫別収容車両明細

普通自動車						Y / X × 100 (%)
普通	小型	牽引	被牽引	計 (Y)		
第1車庫	38 m ² × 面	11 m ² × 面	27 m ² × 面	36 m ² × 面	面	%
第2車庫	38 m ² × 面	11 m ² × 面	27 m ² × 面	36 m ² × 面	面	%
第3車庫	38 m ² × 面	11 m ² × 面	27 m ² × 面	36 m ² × 面	面	%
第4車庫	38 m ² × 面	11 m ² × 面	27 m ² × 面	36 m ² × 面	面	%

軽・小型自動車

配置車両及び所要面積						Y / X × 100 (%)
型式	洋型	ハシ型	バス型	計 (Y)		
第1車庫	14 m ² × 面	13 m ² × 面	20 m ² × 面	面	%	
第2車庫	14 m ² × 面	13 m ² × 面	20 m ² × 面	面	%	
第3車庫	14 m ² × 面	13 m ² × 面	20 m ² × 面	面	%	
第4車庫	14 m ² × 面	13 m ² × 面	20 m ² × 面	面	%	

※各種類の1台あたりの所要面積は参考値です。

※車庫の面積に余裕がない場合は、車両明細書及び車両配置図を添付して下さい。

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

- 1 貨物自動車運送事業法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者である。 はい いいえ
- 2 変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が12点以上である。 はい いいえ
- 3 変更に係る営業所について、届出日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている。 はい いいえ
- 4 変更に係る事業用自動車の数と届出日前3ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、届出日から起算して3ヶ月前時点における同一営業所に配置する事業用自動車の数の30%以上となる。(当該合計が10面以下であるとを除外。) はい いいえ

項目4の算定根拠

営業所	届出後の配置車両数 (a)	届出日から起算して3ヶ月前時点の配置車両数 (b)	当該合計 (c)=(a)+ (b)	割合 (c)-(b) × 100

令和 年 月 日 住 所 _____

氏名又は名称 _____
代 表 者 _____

印

◆ 運行管理者 一般講習 ご案内

運行管理者一般講習は下記日程で開催される予定です。 11月末現在発表分

下記の受講対象に該当する運行管理者の皆様はご予約いただきますようお願い申し上げます。

◇ 受講対象者

- ①運行管理者に新たに選任された方
- ②運行管理者として選任されている方で今年度の対象者（2年度に1度受講下さい）
- ③前回受講できなかった運行管理者の方

左記①～③のいずれかに該当する方は受講して下さい

【念のため 運行管理者手帳をご確認下さい】
今年度対象者は、前回の受講が29年度(2017年度)の方および2年度以上受講されていない方です。

運行管理者一般講習

トラック協会助成により 受講料は 【無料】 です

自動車事故対策機構		受付時間13:00～	研修時間 13:30～16:10
2020年			同機構のホームページ 講習のご予約からお申込み下さい https://k-yoyaku.nasva.go.jp/
2/14(金)	津 ムッセウイング・みえ		お問い合わせ先 ・独立行政法人 自動車事故対策機構三重支所 〒510-0085 四日市市諏訪町4-5 四日市諏訪町ビル8階 TEL059-350-5188 FAX059-350-5189
2/21(金)	四日市 北部輸送サービスセンター		

ご注意

平成24年4月16日以降に選任届出された 運行管理者の方で、これまで一度も基礎講習を受講されたことがない場合は 基礎講習の受講が必要となります。

◆ 整備管理者 選任後研修 ご案内

整備管理者選任後研修が下記により開催されます。 ※受講料無料

この研修は、整備管理者に選任されている方が2年に1回受講する必要がある研修です。

整備管理者選任後研修

<事前申込み不要>

自動車事故対策機構		受付時間13:00～ 研修時間13:30～16:10
2020年		
1/10(金)	四日市 北部輸送サービスセンター	北部輸送サービスセンター 四日市市新正4丁目8-8 TEL059-353-4522
1/28(火)	津 ムッセウイング・みえ	ムッセウイングみえ 津市北河路町19-1 TEL059-223-4655

・対象の整備管理者の方には、受講はがきでご案内しています。

・整備管理者で「昨年度の研修会に出席予定のところ欠席された方」または「昨年度は最初から受講を予定しておらず昨年度の受講履歴がない方」は、今年受講する必要があります。直近の受講済みカードにて受講履歴をご確認ください。

昨年の欠席者への個別案内はしておりません。

受講対象に該当する場合は今年受講をお願いします。

◆「トラックドライバー睡眠マニュアル」 同封いたします

全ト協は、過労死の根絶を図るために策定した『過労死等防止計画』の対策として「睡眠時間の確保と規則的な運行」を掲げています。

- ①ドライバーにとって、良質な睡眠の確保が安全と健康の基盤です。
- ②睡眠の重要性をドライバーは認識してください。

【トラックドライバー睡眠マニュアル】を同封しました。

トラックドライバーに知ってもらいたい睡眠の情報を分かりやすく、また、運行管理者が点呼の睡眠チェック時にどのような点に着目したらよいかについても記載しています。

安全運転・健康運転のためにご活用下さい。

<全ト協 HP からダウンロード可能です。>

http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/kenko_kanri/suimin_manual.html



◆令和元年度 助成金の申請期限について ご注意

重要

受付を終了した 助成制度

・上位運転免許 ・安全衛生法等関係資格

2月～8月の導入分は11月末で 申請受付 終了しました。

【トラック協会の助成金 申請期限】助成申請が可能となる起算日から **3ヶ月以内** です
令和元年 9月 以降に導入されたものは 3ヶ月以内に速やかに申請してください
起算日(支払日・車検証等の日付)から「3ヶ月後の同日」を申請期限とします。

- * 郵送での提出は、『**×**切日の消印有効』です。但し土・日・祝日の場合は、翌日までが対象です。
- * 直接持参にて提出いただく場合、土・日・祝日などトラック協会の休業日が**×**切日となる場合は、翌営業日まで受付を致します。

但し、最終締切日 令和2年1月31日に限り申請書は **必着** とさせていただきます(一部を除く)

- * 予算に達した時点で、受付は終了させていただきますので、ご了承ください。

※ 申請期限内に申請いただかないと受付できません。ご注意下さい。(詳細はHPをご覧ください)

予算がある助成制度の最終締切日は 令和2年1月31日(必着) です。

最終締切日の取扱い

1月末頃の実施で領収書など、発行元からの書類が届かず申請締切に間に合わない場合は、**申請書を1月31日迄に提出し、添付書類は2月中旬迄に提出してください。**
但し、領収書など発行元からの書類は1月末迄の日付のものに限ります。

◆ 健康診断受診助成について

交通安全対策の一環として輸送の安全確保に不可欠な運転者の健康状態を把握する為に健康診断を受診した費用の一部を助成しております。現在、予算に余裕がございますのでこの機会に是非ご利用ください。

【助成対象】 H31. 2. 1 ~ R2. 1. 31迄に下記の検査を受診し支払いが完了しているもの
 ・三重県内の営業所に従事しているトラック運転者が対象(経営者・事務職等は対象外)
 ・労働安全衛生法に定める健康診断を受診したもの

【申請期間】 R2. 1. 31まで(予算に達した場合は受付を終了します)

【助成金額】 運転者1名につき2,000円/年1回

【1社あたりの上限】
 H31.3.31現在の事業用トラックの車両数(被牽引車を除く)

【申請書類】 ①助成申請書②請求明細書(写)③領収書(写)又は
 振込通知書(写) ※原則として会社宛 個人名は×

*支部で実施している集団健康診断も助成の対象となります。



◆ 年末年始の業務取り扱い



<協会本部及び下記以外の支部>
 12/28(土)~1/5(日)まで休業 1/6(月)から平常業務
 <桑員支部>
 12/27(金)~1/5(日)まで休業 1/6(月)から平常業務

◆ 新入会員様のご紹介

会員名	日本ルートサービス(株)桑名事業所	TEL	0567-69-2985
代表者名	久郷 勉	FAX	0567-69-2986
支部	桑員支部	規模	車両12両、従業員16名
所在地	〒498-0814 桑名郡木曾岬町大字三崎601-1		

会員名	関東伏見運送(株)四日市営業所	TEL	059-328-3411
代表者名	坂田 稔	FAX	059-328-3415
支部	北勢支部	規模	車両6両、従業員5名
所在地	〒510-0971 四日市市南小松町2670-13		

会員名	(株)美将総業	TEL	059-324-4820
代表者名	森 貴則	FAX	059-324-9605
支部	北勢支部	規模	車両5両、従業員5名
所在地	〒512-1105 四日市市水沢町字東畑4868番地		

会員名	佐々木興業(株)	TEL	0598-67-0506
代表者名	佐々木 利彦	FAX	0598-67-0506
支部	松阪支部	規模	車両5両、従業員5名
所在地	〒519-2157 多気郡多気町五佐奈1028-1		

会員名	(株)神前	TEL	0595-46-0001
代表者名	神前 勝	FAX	0595-46-0001
支部	伊賀支部	規模	車両5両、従業員6名
所在地	〒518-1404 伊賀市甲野3229-1		

会員名	ビッグパイン(株)	TEL	0595-26-3050
代表者名	松山 剛士	FAX	0595-26-3051
支部	伊賀支部	規模	車両20両、従業員23名
所在地	〒518-0824 伊賀市守田町1720番地		

◆ 会員様の所在地変更等

桑員支部	平木運送(株) (有)YMライン	代表者/間 信孝 代表者/鷺田 伸郎
北勢支部	KMT(株)	営業所名/四日市ロジスティクスセンター
津支部	(株)パスコ・エクスプレス	住所/〒510-0303 津市河芸町東千里527-3 TEL/059-245-1366 FAX/059-245-1368

* ご意見ご相談等をお寄せください *



三重県トラック協会 FAX 059-225-2095